

令和 7 年度愛媛地方最低賃金審議会
第 2 回愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和 7 年 10 月 9 日（木）午後 1 時 25 分～午後 3 時 03 分		
場所	松山若草合同庁舎共用大会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 2 名	定数 3 名
	労働者代表委員	出席 3 名	定数 3 名
	使用者代表委員	出席 2 名	定数 3 名
主要議題	1 資料説明 2 金額審議 3 その他		
議事要旨 本会議は《公開・非公開》 1 資料説明 金額審議に資する資料について、事務局から説明を行った。 2 金額審議 (1) 労働者側の主張（1 回目） ○ 県内主要産業である当該産業の特定最低賃金の引上げは、県内の賃金秩序に与える影響は大きく、最低賃金法が規定する公正な競争の確保に資することになると考えられ、適切な人への投資を行い、産業の健全な発展を促すことができ、当該産業で働く未組織労働者も含めた賃金水準の下支えになると考えている。 ○ 今春闘の大幅な賃金改善が実施されている中で、団体交渉の補完機能として賃金の底上げを図るためにも特定最低賃金の引き上げは重要であり、労働組合のない企業であっても、その賃金水準を維持することにつながる。 ○ 基幹的労働者の賃金を考え、新卒の高校生の給与水準を高めていこうと考えている。将来の人材確保は重大な課題で、その解決に向け、労働条件を含めた産業の魅力を前面に打ち出していくことが大事だと考える。 ○ 近年、地域別最低賃金が大幅に上がり、一部の特定最低賃金が飲み込まれているところもある。基幹的労働者としては、非熟練の新卒者の賃金である地域別最低賃金に巻き込まれるのは、働く者のプライドとして問題視しており、従事する仕事にふさわしい賃金が必要と考える。地域別最低賃金と特定最低賃金と同じ金額では、産業としての魅力が相対的に薄れ、人材の確保に支障をきたすことになる。 ○ 当該産業は、四国の中でも愛媛の特定最低賃金額としては決して高くないが、愛媛のはん用機械は他県に負けない魅力がある。 ○ 金属労協としては、金属産業の価値にふさわしい最低賃金を目指すため、時給			

1,330 円を最低到達目標としている。現行の特定最低賃金がそれに追いつかなくてはならない。

- 以上の主張を踏まえ、現在適用されている労働協約の最低金額を下回することは考えられないとして、現行の愛媛県はん用機械最低賃金から 71 円引き上げた 1,120 円（引上げ率 6.77%）を提示する。

（２）使用者側の主張（１回目）

- 愛媛県のはん用機械に関しては、今後業況は悪くなると考えている。燃料費等、色々なものが値上がりしており、中小企業の経営をかなり圧迫している。
- 物価が上がり、給料を上げることは必要と理解しているが、実際に企業として人件費を上げれば負担が増える。
- 近年、地域別最低賃金がかかなり上がっており、同じように特定最低賃金を上げていけば、引上げに対応できない企業が多く出ると考えている。地域別最低賃金と同じように上げていくことは難しい。
- 現在の地域別最低賃金の引き上げで、59%の企業がマイナスの影響が出ると考えている。その中でも特に「引き上げのペースが速過ぎる」ことが問題視されており、賃金の引き上げを抑えようとは考えていないが、賃金の引き上げが速過ぎるとそれに追いつかない企業が出てくることを不安視している。実際、近年の最低賃金引き上げに関連して、引上げ額の上昇に伴い、最低賃金法違反件数も増加している。
- 以上の主張を踏まえ、労使共に厳しい状況ではあるが、従業員の生活の保護を最優先と考える。今年度中の今後の物価上昇分を上回る賃上げとして、前年比 4 %アップは必要と考え、現行の愛媛県はん用機械最低賃金から 42 円引き上げた 1,091 円（引上げ率 4.00%）を提示する。

（３）部会長より、双方の提示額に隔たりがあるとして、各側委員に対し、結審に向けて歩み寄りを促した。

（４）労働者側の主張（２回目）

- 使用者側の提示を受けて、結審に向けて歩み寄りを行うとし、現行の愛媛県はん用機械最低賃金から 69 円から引き上げた 1,118 円（引上げ率 6.58%）を提示する。

（５）使用者側の主張（２回目）

- 労働者側の 2 回目の提示を受けて、結審に向けて歩み寄りを行うとし、関西エリアにおける愛媛県の立ち位置を考慮し、現行の愛媛県はん用機械最低賃金から 51 円引き上げた 1,100 円（引上げ率 4.86%）を提示する。

（６）審議結果

労使各側委員の提示額に隔たりがあることから、部会長は、各側委員に対し次回結審に向けて歩み寄りを促し、審議を終了した。

3 その他

事務局から、今後の審議日程について説明を行った。

以上